

財務諸表の注記事項について

2018 年 4 月 1 日付で町田市会計基準等を改正したことに伴い、「2018 年度町田市の財務諸表」に記載する注記事項について確認したい。

1 主な改正事項（2018 年 4 月 1 日付）

①無形固定資産の減価償却

無形固定資産のうち特許権、実用新案権、商標権を償却資産とするため、「町田市会計基準」、「固定資産の計上に関する基準」及び「公有財産の耐用年数に係る基準」を一部改正した。

②リース資産の減価償却方法の変更

「ファイナンス・リース取引」のうち所有権移転の資産を適正な期間で減価償却するため、「リース資産・リース債務の計上に関する基準」及び「固定資産の計上に関する基準」を一部改正した。

2 注記事項（案）

資料 1-2 「6 財務諸表に係る注記（案）」のとおり。